

Visa 法人会員規約 新旧対照表

該当箇所	新	旧
<p>会員規約 第 10 条 (費用の負担)</p>	<p>2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替ができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料及びその他カード利用料金等（但し、キャッシング利用料金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当社所定の手数料を会員は負担するものとします。</p> <p>3. 会員は、会員の都合により当社が交付した利用代金明細書を再発行した場合は、当社所定の手数料を負担するものとします。但し、当社が貸金業法の規定により交付した書面の再交付にあたる場合、利用代金明細書再発行手数料はいただきません。</p>	<p>2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替ができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料及びその他カード利用料金等（但し、キャッシング利用料金を除く）の弁済の受領に要する費用として、440円（含む消費税等）を会員は負担するものとします。</p> <p>3. 会員は、会員の都合により当社が交付した利用代金明細書を再発行した場合は、利用代金明細書再発行手数料として550円（含む消費税等）を負担するものとします。但し、当社が貸金業法の規定により交付した書面の再交付にあたる場合、利用代金明細書再発行手数料はいただきません。</p>
<p>会員規約 第 12 条 (カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消等)</p>	<p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合またはその他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格ないし使用者資格を取消することができるものとします。会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格または使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合。(第三者を利用して行った場合を含む)(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等(ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動(ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動(ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問合わせ(ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容若しくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項9号、10号または11号の事由に該当した場合、会員及び使用者の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>	<p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合またはその他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格ないし使用者資格を取消することができるものとします。会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格または使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合。(第三者を利用して行った場合を含む)(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等(ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動(ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動(ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問合わせ(ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容若しくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項9号または10号の事由に該当した場合、会員及び使用者の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>
<p>会員規約 第 14 条 (期限の利益の喪失)</p>	<p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条4項9号、10号または11号の事由に該当したことが判明した場合。</p>	<p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条4項9号または10号の事由に該当したことが判明した場合。</p>
<p>個人情報の取扱いに関する 同意条項 第 1 条 (個人情報の収集・保有・利用等)</p>	<p>2. 会員は、当社がクレジット事業、保証事業、融資事業、保険事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p>	<p>2. 会員は、当社がクレジット事業、保証事業、融資事業、保険事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p>

個人事業主特約
第4条（**信用情報機関**への登録・利用等）

1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の**信用情報機関**（個人の支払能力・**返済能力**に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の**信用情報機関**（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力・**返済能力**の調査の目的に限り、利用することに同意します。
2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力・**返済能力**に関する調査のため利用されることに同意します。
3. 個人事業主等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 本人確認書類 の記号番号等の本人情報（※1）	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が 信用情報機関 に照会した日から6ヵ月間
③本規約に関する客観的な取引事実（※2）	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

（中略）

4. 個人事業主等は、当社が加盟する**信用情報機関**が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟会員による本個人事業主等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟会員に提供することに同意します。
 - ①**信用情報機関**が保有する信用情報
当社が加盟する**信用情報機関**は、下記の信用情報を保有します。
 - （イ）本条2.により、当社を含め、**信用情報機関**の加盟会員から提供を受けた情報
 - （ロ）**信用情報機関**が収集した（イ）以外の情報
 - （ハ）**信用情報機関**が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
 - ②**信用情報機関**による信用情報の利用
当社が加盟する**信用情報機関**は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
 - （イ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他**信用情報機関**の業務を適切に実施するための処理
 - （ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
 - ③**信用情報機関**による加盟会員に対する信用情報の提供
当社が加盟する**信用情報機関**は、信用情報（①（イ）（ロ）（ハ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（イ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の**個人信用情報機関**（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の**個人信用情報機関**（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力に関する調査のため利用されることに同意します。
3. 個人事業主等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報（※1）	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が 個人信用情報機関 に照会した日から6ヵ月間
③本規約に関する客観的な取引事実（※2）	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

（中略）

新設

<p>個人事業主特約 第4条（信用情報機関への登録・利用等）</p>	<p><加盟信用情報機関の名称・電話番号> ○名 称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関） 電話番号：0570-666-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp</p> <p>※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><株式会社シー・アイ・シーと提携する提携信用情報機関の名称・電話番号> ○名 称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp ○名 称：全国銀行個人信用情報センター 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。 （株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）</p> <p>5. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>6. 信用情報機関に開示を求める場合には、上記3. 記載の連絡先へ連絡してください。</p> <p>7. 個人事業主等が本特約の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>	<p><加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関） 所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号：0120-810414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp</p> <p>※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><株式会社シー・アイ・シーと提携する提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp ○名 称：全国銀行個人信用情報センター 所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p> <p>4. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>5. 個人信用情報機関に開示を求める場合には、上記3. 記載の連絡先へ連絡してください。</p> <p>6. 個人事業主等が本特約の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>
---	--	---